

2026 年 8 月 7 日

リアル SNS 経由での保険金詐欺で 10 代は現実で居場所を失うリスク懸念 ～「SNS を通じた保険金不正請求に関する意識調査」を実施、認知度の低さも浮き彫りに～

一般社団法人 日本損害保険協会(会長：石川 耕治)では、2026 年 3 月、昨今「闇バイト」など不正請求で新たな手口が発生していることを踏まえて、一般消費者を対象にした「SNS を通じた保険金不正請求に関する意識調査(※)」を実施しました。

※SNS を通じて、「保険金を簡単に受け取れる」などと勧誘し、実際には発生していない事故で保険金請求を指示する行為に関する意識調査。

本調査結果では、上記行為について、消費者の認知が十分に広がっていない実態が明らかになりました。また、上記行為に関わった場合に恐れることについて、10 代では、刑事罰を受けること以上に、家庭や友人との人間関係など身近なコミュニティから排除され、「現実の居場所を失うこと」を恐れる傾向が確認されました。(調査結果の概要は、項目 1 をご覧ください。)

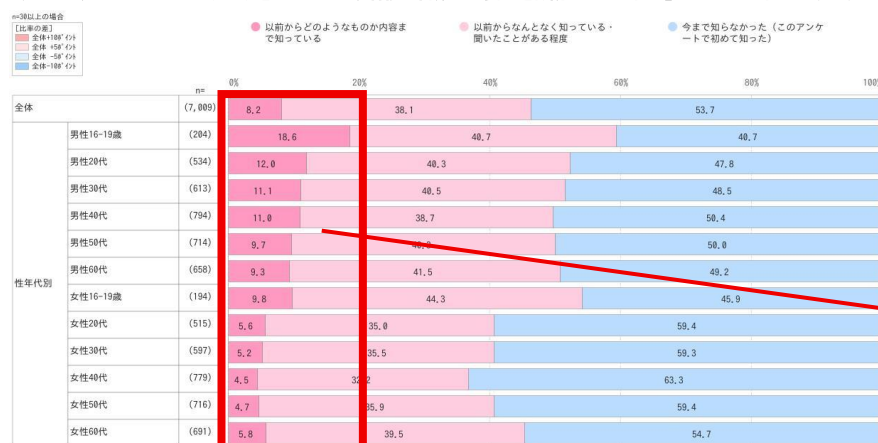
当協会では、今回の調査結果も踏まえ、損害保険の仕組みや制度の理解を促進し、保険金不正請求防止に向けた取組みを一層推進していきます。

1. 調査結果の概要

(1) 「SNS 上でのやり取りをきっかけに、保険金詐欺への関与を勧誘してくる行為」の認知度

- ・「SNS 上でのやり取りをきっかけに、保険金詐欺への関与を勧誘してくる行為」を認知しているのは全体の 5 割以下で、その大半は「以前からなんとなく知っている・聞いたことがある程度」という結果となり、行為自体を十分に認知している割合は低い傾向がある。

<Q : あなたは、「SNS 上でのやり取りをきっかけに、保険金詐欺への関与を勧誘してくる行為」についてご存知ですか。>



どの年代でも行為
を十分に認知して
いるのは2割以下

(2) 「SNS 上でのやり取りをきっかけに、保険金詐欺への関与を勧誘してくる行為」に関わった際に恐れるもの

- ・全体では「詐欺罪として刑事罰を科される」が最も高かったが、年代別で見ると、10 代では「家庭内での信頼や居場所を失う」「友人との人間関係が崩れる」といったコミュニティから追放されることを「詐欺罪として刑事罰を科される」より恐れる傾向がある。

※上記の調査結果の詳細は、以下の URL からご覧ください。(その他の「行為の具体事例の認知度」

「行為の認知経路」「行為を目撃した際の相談先」に関する調査結果の詳細もこちらにまとめています。)

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2026/pdf/2608_snsfusei.pdf

2. 調査の実施概要

調査期間	2026 年 3 月 13 日～14 日
調査対象	全国の 16 歳～69 歳の男女（有効回答：7,009 人） ※人口構成比率に合わせて回収。
調査方法	インターネットリサーチ
主な調査項目	「SNS 上でのやり取りをきっかけに、保険金詐欺への関与を勧誘してくる行為」やその行為の具体事例の認知度、行為の認知経路、行為に関わった際に恐れるもの、行為を目撃した際の相談先

3. 調査結果を踏まえた今後の取組み（予定）

当協会では、今般の調査結果も踏まえ、啓発ポスターの活用や協会 HP※での発信に加え、若年層を対象にしたデジタル広告の展開など、より分かりやすく伝えるための啓発活動に取り組んでいきます。

※<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/sns.html>



一般社団法人 日本損害保険協会 後援 警察庁

警察庁の後援を得て作成したポスター

損保協会では、HP 等で
様々な情報を発信しています。

公式ホームページ



X 公式アカウント



YouTube
公式チャンネル



【ご参考】日本損害保険協会における保険金不正請求対策への取組み例

●保険金不正請求ホットライン（保険金不正請求通報制度）

保険金不正請求にかかる情報を受け付ける通報窓口を設置し、通報された情報を損害保険会社と共有することにより不正請求対策に役立てています。

なお、当協会および参加保険会社において、通報があったことを不正行為者にお伝えすることはありません。

○ インターネット受付

U R L : <https://www.fuseiseikyu-hl.jp/>

受付時間 : 24 時間 365 日

○ 電話受付

受付番号 : 0120-271-824 （不正は通報）

受付時間 : 月曜日から金曜日（祝日・損保協会の休業日を除く）9:00～12:00、13:00～17:00



●保険金請求歴および不正請求防止に関する情報交換制度

保険金等の請求歴並びに請求・支払いに係る不正請求および不正の疑いのある事案について、損害保険会社等の間で情報交換を実施することにより、公平・公正な損害額算定および適正な保険金等の支払いを行うことを目的とする制度です。

●警察庁および地域の警察との連携

地域の警察と損害保険各社で構成する「損害保険防犯対策協議会」を全都道府県に設置し、損害保険を悪用した犯罪の排除に必要な情報交換、警察への捜査協力等を行っています。

また、警察からの捜査照会等にスムーズに対応するため、定期的に連絡会を開催し、保険犯罪防止に関する意見交換を行っています。